○国土交通省告示第七百五十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊞G―1020	酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―BKLF―CBA1
㊞G―1680	酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　MA―BKZY―DBA2
㊞G―1681	酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　MA―BKLF―DBA1
㊞G―1682	酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　MA―BKL3―DBA1
㊞G―1683	酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　MA―BKL3―DBA2

製作者等の氏名又は名称及び住所　マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第七百五十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊞G―1677	酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　CBAKF―DET―1
㊞G―1733	酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF―DET―2

製作者等の氏名又は名称及び住所　ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号

○国土交通省告示第七百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊞G―1901	酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―2UZ―FE

製作者等の氏名又は名称及び住所　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人新日本検定協会から次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

財団法人新日本検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　変更する事業所の所在地

大阪事業所	
変更前	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目2番57号
変更後	大阪府大阪市港区築港三丁目7番15号

二　変更する年月日　平成二十一年七月一日

○観光庁告示第十五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポート中部（登録研修機関第三号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十七日

観光庁長官　本保　芳明

一　代表者の氏名の変更

変更前	林　茂昭
変更後	佐藤　康秀

二　変更の年月日　平成二十一年六月二十五日

○海上保安庁告示第二百十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名　称　土佐下田港初崎導流堤灯台

位　置　高知県四万十市（下田港初崎導流堤外端）

所在地　北緯　三三―五六―〇〇

東経　一三三―五九―一六

変更した事項

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル

変更年月日　平成二十一年六月三日

○海上保安庁告示第二百十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名　称　須崎港湾口西防波堤築造工事区域H灯浮標

位　置　高知県須崎港（土佐須崎港浜町防波堤灯台の南南西方約一・二キロメートル）

北緯　三三―二二―三三

東経　一三三―一七―〇八

廃止年月日　平成二十一年六月四日

○海上保安庁告示第二百十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名　称　小才角港防波堤灯台

位　置　高知県幡多郡大月町（小才角港防波堤外端）

北緯　三三―四五―二三

東経　一三三―四七―〇五

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル

変更年月日　平成二十一年六月四日

○海上保安庁告示第二百十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名　称　小室港沖防波堤灯台

位　置　高知県高岡郡四万十町（小室港沖防波堤外端）

北緯　三三―〇九―四二

東経　一三三―一二―一六

変更した事項

光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ

光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十一年六月五日